

議会だより

新年度の一般会計予算

四億三千二百四十二万四千元

昭和四十五年度、最後の定例議会が三月十二日に招集され、会期を一週間と定めて、十二、十七日の二日間、会議が開かれました。

この度の議会には新年度の町の事業方針の元となる昭和四十六年度の予算案を始め、二十件の議案が提出され、慎重審議の結果、各案件それぞれ原案どおり可決しました。

▼議案第一号、議会事務局設置条例の制定について、(事務局を設置することにより議会庶務の整備を図ろうとするもの)

▼議案第二号、職員定数条例の一部改正について、(町長事務部局の職員を一名増員し九十八名とするもの)

▼議案第三号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、

▼議案第四号、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について、

▼議案第五号、教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について、

▼議案第六号、職員の旅費に関する条例の一部改正について、

議員、特別職の職員、教育長、一般職員が公務出張したときの旅費の支給額をそれぞれ引上げるもの)

▼議案第七号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、(各委員会の委員、地区総務員、納税組合長、町医、校医等の報酬額と公務出張したときの旅費の支給額を引上げるもの)

▼議案第八号、横芝町消防団条例の一部改正について、(消防団長を始め団員の報酬額を引上げるもの、団長年額二四、〇〇〇円、副団長同一八、〇〇〇円、分団長同一二、〇〇〇円、部長同七、二〇〇円、副部長同五、〇〇〇円、班長同二、九〇〇円、団員同二、〇〇〇円)

▼議案第九号、横芝町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、(町営住宅に入居できる資格の収入等の基準額を改めるもの、この度栗山地先に建設した町営住宅十戸の家賃を三、八〇〇円と決めるもの)

▼議案第十号、横芝町国民健康保険条例の一部改正について、(被保険者が出産した

とき育児手当金三、〇〇〇円を育児期間に関係なく支給するよう改めるもの)

▼議案第十一号、横芝町青年館設置及び管理に関する条例の一部改正について、(立会、開場、上町に新たに建設された青年館を加えるもの)

▼議案第十二号、横芝町学校給食センター設置条例の一部改正について、(学校給食センター運営委員会の組織等について明文化するもの)

▼議案第十三号、昭和四十五年横芝町一般会計補正予算案について、(才入歳出共七百二十万六千円を追加し予算総額を五億二千八百五十二万三千円とするもの)

▼議案第十四号、昭和四十六年度横芝町一般会計予算案について、(予算総額歳入歳出共に四億三千二百四十二万四千円と定めるもの)

▼議案第十五号、昭和四十六年度横芝町国民健康保険特別会計予算案について、(予算総額を歳入歳出共に一億八百二十一万一千円と定めるもの)

▼議案第十六号、昭和四十六年度横芝町有線放送電話特別会計予算案について、(予算総額を歳入歳出共に一千三百三十九万四千円と定めるもの)

▼議案第十七号、昭和四十六年度横芝町老人ホーム特別会計予算案について、(予算総額歳入歳出共に一千五

投票区	男女別		計
	男	女	
第 1 投票区	871	959	1,830
第 2 投票区	1,005	1,161	2,166
第 3 投票区	1,196	1,410	2,606
第 4 投票区	413	460	873
第 5 投票区	536	608	1,144
計	4,021	4,598	8,619

百九十三万二千円と定めるもの)

▼議案第十八号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、(学識経験者監査委員の任期満了につき、岩沢英一氏を再任したいので、その同意を求めるもの)

▼議案第十九号、昭和四十五年横芝町老人ホーム特別会計補正予算の議定について、(歳入歳出共に十五万円を追加し予算総額を一千五百三十六万二千円とするもの)

▼議案第二十号、財産の処分について、(北清水地先(旧飛行場跡)の町有地一四、三八六平方(四四二二坪)を二千七百四十一万一千三百円で葛飾精鋼株式会社に売却するにつき議会の議決を求めるもの)

投票区別有権者数
△三月十六日現在▽

4 月 11 日 (日) 千葉県知事 千葉県議会議員選挙
4 月 25 日 (日) 横芝町議会議員選挙

有権者の皆さん!

- 私達の千葉県や横芝町の現状をよく見、将来のあり方を考えて、これからの政治をまかせていける適任者を選びましょう。
- 金がかかることが政治の腐敗につながります。選挙にかかわりのある金品や飲食物を徹底的に追放しましょう。